

業務指示書

イラン国上水道分野にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年11月4日 12時まで

問合せ先：調達部 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年11月9日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()前者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先行行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水道分野における案件形成・協力準備に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／上水道計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：上水道計画や無収水対策
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 無収水対策】

- 1) 類似業務の経験：無収水対策
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 組織制度／問題分析】

- 1) 類似業務の経験：組織制度／問題分析
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2015年11月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれると、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IRR1 = 0.003 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 :

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定され
た実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件
の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、
当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、
業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／上水道計画

無収水対策

組織制度／問題分析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.16 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月30日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
イラン国上水道分野にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 （本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を 認めません。）	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括ノ上水道計画	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 無収水対策	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 組織制度／問題分析	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

イランは、年平均降水量 228mm、国民一人当たり水資源賦存量 1,978m³／人／年（FAO AQUASTAT, 2008）と、世界平均（約 7,000 m³）の約 4 分の 1、中東平均の 1,300 m³ をわずかに上回るレベルであり、乾燥気候に属している。

同国では近年、経済成長及び人口増加に伴い水需要は増加傾向にあり、表流水及び地下水の開発が進んでいるものの、十分ではない。例えば、1956 年の国民 1 人当たりの水資源賦存量は 7,000m³ であったが、1970 年には 4,770 m³、2001 年には 2,079 m³ に減少し、さらに 2025 年には 1,555 m³ になると見積もられている（Washington-based Population Reference Bureau）。また、耕地面積は 15%に過ぎないが、灌漑農業のために 92%に及ぶ水資源が消費されており、工業に 2%、残りが水道等に利用されている（Middle East Eye, 25/09/2014）。こうした中、水需要量は、人口増加・都市化・生活向上に伴い（例：テヘラン首都圏の人口は 2021 年に 1981 年当時の 2 倍になると見込まれる）、2021 年には 2000 年比で 1.3～1.5 倍、水供給量は同比 1.3 倍になると見積もられている。また、政府は新規水源の確保に躍起になっているが、イランの水資源賦存量の 70%以上の水を利用するようになり、水危機の指標と言われる 60～80%のレベルにある（WRMC：イラン国水資源公社、作成年不明）。こうした危機の原因は 3 つあるといわれており、急激な人口増加と不適切な分布、非効率な農業、そして急激な開発が挙げられている。大きな影響を及ぼす非効率な農業や急激な開発の改善が不可欠であるものの、上水道分野においては残された限られた水資源の有効活用が課題となっている。JICA は前者に対しては、オルミエ湖やセフィードルード川流域において総合水資源管理にかかる技術支援、ゴレスタン州では住民参加型水管理プロジェクトを実施し節水灌漑の技術支援を実施し、適切な水資源管理を促進する協力を実施してきている。一方後者の上水道分野においては、例えば、「都市域における水不足対策研修事業（国別特設：2003-2005）」や「テヘラン市上水道システム耐震性強化計画調査（2006）」などの協力が進められてきたが、その後 JICA は継続的な協力を実施していない。イランは独自の技術で無収水率については削減してきているが、未だ配水インフラの老朽化等により、平均で 25%を超えていた状況にある。

都市給水行政を所管するイラン上下水道エンジニアリング公社（National Water & Wastewater Engineering Company, NWWEC）は、国際水協会（International Water Association (IWA)）による情報等も参考しつつ、配水ネットワーク内の損失水量（Water Loss）を減らすための独自の戦略を設定し、貴重な水資源の有効活用を目指している。但し同社の能力は十分ではなく、水資源の更なる有効活用には外部からの知見が必要とされている。例えば、イランとの経済連携を進めている（一財）中東協力センターは数年前から NWWEC 関係者に対する無収水対策等の研修を実施している。

上記の状況を踏まえ、JICA に対しても NWWEC から給水管理能力向上にかかる技術協力プロジェクト（イスファハーン州ハーンサール市水道局に対する無収水対策事業）の要請がなされている。JICA としても、上水道分野を含む水資源管理プログラムを定めており、今後の上水道分野に対しての支援策を検討しているところである。他方 JICA は同分野におけるイランに対する支援実績に近年乏しく、現時点では特定の分野・地域を支援することの妥当性を判断するための情報が不足している。そのため、イラン国の全体的な状況把握を行い、現状に則したニーズの把握を行うことが先決であると考えている。

こうしたことから、同国の上水道分野における基礎的な情報を収集、分析、課題を抽出し、適切な支援方針を立てるため、本情報収集・確認調査を行うこととした。

2. 業務の目的

本調査は「1. 業務の背景」を踏まえ、以下の事項を目的として実施する。

- (1) イランの上水道分野における政策、現状、課題等を調査する。
- (2) テヘラン市、イスファハーン州イスファハーン市及びハーンサール市、及び現在選定中の 2 都市（以下、3. 業務対象地域を参照のこと）の給水事業の現状・課題を確認する。（注：調査対象都市が決まり次第、コンサルタントに通知する予定）
- (3) 上記の課題等について、今後 JICA が同分野で支援を実施するために活用できるよう整理、分類した上、今後の支援策を提案する。

3. 業務対象地域（選定中の 2 都市を含む計 5 都市）

イラン全土、特に首都テヘラン並びにイスファハーン州イスファハーン市及びハーンサール市、選定中の 2 都市（注：現時点においては、マシュハド、ブーシュフル、コム、及びセフィードルードもしくはオルミエ流域の都市から、計 2 か所程度の都市を調査対象都市として追加する予定。調査対象都市は現地調査 1 における先方との協議を踏まえて確定させる。なお、現時点では仮にブーシュフルとマシュハドの 2 か所を調査地として経費を計上すること）

4. 関係機関

- (1) エネルギー省 (The Ministry of Energy, MoE)
- (2) NWWEC
- (3) テヘラン州上下水道公社 (Tehran Province Water and Wastewater Company, TPWWC)
- (4) イスファハーン州上下水道公社 (Isfahan Province Water and Wastewater Company, IPWWC)
- (5) イスファハーン市上下水道公社 (Isfahan Water and Wastewater Company, IWWC)
- (6) ハーンサール市上下水道公社 (Khansar Water and Wastewater Company, KWWC)

* NWWEC は MoE 管轄下の公社である。また TPWWC と IPWWC は NWWEC の、IWWC と KWWC は IPWWC の、それぞれ管轄下にある。

(7) 調査対象機関は 2 都市程度追加の予定

5. 業務の範囲

コンサルタントは「2.業務の目的」を達成するため、JICA 及び「4.関係機関」と十分な意見交換を行ない、「6.業務実施上の方針及び留意事項」を踏まえて「7.業務の内容」に示す内容の業務を実施する。なお業務の進捗に応じて「8.成果品等」に示す報告書を作成して JICA に提出する。

6. 業務実施上の方針及び留意事項

(1) 水政策アドバイザーや現在実施中の調査との連携

イランのエネルギー省傘下、水資源管理公社（水源管理等を管轄）をカウンターパートとし、日本人専門家（「水政策」：個別専門家）が派遣されている。現地調査実施に当たって、コンサルタントは同専門家とも意見交換を行い、現地の水資源に関する情報を共有し、効率的に調査を行う。

また、現在「オルミエ湖流域水循環に係る情報収集・確認調査」が 2016 年 1 月末までの予定で実施されている。本事業関係者にもヒアリングを行い、イランの上水道分野に関連する水資源の情報を効率的に入手し、整理する。

(2) イラン側から提案のある事業内容と全国への普及手法の確認

1) 調査対象地域

NWWEC は、イスファハーン州ハーンサール市をパイロットサイトとした技術協力を希望している。しかし、本サイトがイラン全土の中で、重要な開発課題を確認するために最適なサイトとは限らない。そのため、調査サイトに関しては、今後の技術協力を見据えつつ、効果的に調査を行えるサイトの選定を行う必要がある。なお、我が国は上述の通り、これまで協力を進めてきた水資源分野での事業との連携についても可能性を検討したいと思っており、調査対象地域選定に際しては、適切なクライテリアの設定などが求められる。

※クライテリアの例：

- ① 水不足問題を抱えている
- ② パイロット事業の成果の普及が期待できる（事業体の積極性を含む）
- ③ アクセスや治安に問題がない（夜間作業にも関わる）
- ④ 日本として水資源から飲料水、節水と水に關係して包括的に支援ができ、プログラムとしての相乗効果が期待できる

- ⑤ 給水事業の規模が適切である
- ⑥ 管網図が存在し、給水エリアを水理的にエリア分けすることが可能である
- ⑦ 広報効果が期待できる
- ⑧ イラン側のコミットメント、プライオリティが高い（政策との親和性が高い）
- ⑨ 他のドナーの活動との重複がない（もしくは相乗効果が期待できる）

2) 成果普及手法の確認

一方、ハーンサール市をパイロットとして行う事業の成果を如何に他の都市に普及していくのか、その詳細については不明であり、確認が必要である。JICAの支援については、一都市の支援にとどまらず、イラン全土に広まるような仕組みを想定することが必要である。イランに対する上水道分野の案件形成の可否やハーンサール市を対象とする事業を行うかどうかは今後の調査結果に基づき検討するが、今後想定されるいずれの事業についても協力シナリオを計画する際には、将来の普及体制についても十分な留意が必要である。また、普及体制については、可能な限り既存の仕組みを最大限活用することを方針とする。

(3) 技術水準を踏まえた支援策の提案

イラン都市域における水不足対策（国別特設：特別案件等調査団報告書2002）によれば、イランNWWECやテヘラン上下水道公社などは、基本的な技術水準を有し取水から配水管理まで系統立てて行われていることから、入門的な技術を体系的に学ぶ内容は適さないと記載がある。また、同様にイラン側からも高度な内容を効率よく学びたいとの意向が示されている。現在においても同様（もしくはそれ以上）の技術水準を有している可能性が高いことから、そうした技術水準を踏まえた、支援策リストや優先技術協力プロジェクト案を検討する。

(4) 民間企業との連携の可能性

イランにおける将来の開発協力に際して日本の民間企業との連携についても可能性があるため、民間企業のイランに対する進出の意向や可能性についても考慮に入れて調査を行う必要がある。

7. 業務の内容

上記「6. 業務実施上の留意事項」を踏まえ、現地及び国内において以下の業務を実施する。コンサルタントは、以下に示す想定される活動内容を勘案し、本業務を効果的かつ効率的に実施する方法や、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

(1) 国内作業 1

① 関連情報（イランの水分野全般（水資源、上水道、下水道、農業・灌漑含む）の現状、無収水対策事業の要請に至る経緯、JICAによる関連分野の過去のプロジェクト（研修を含む）の内容、他ドナーによる協力実績等）を整理し、現地調査で収集すべき情報を検討する。

② 先行して現地情報を収集している中東協力センターとの意見交換を行う。

イラン上水道分野では中東協力センターが先行して支援を実施している。従って、同センターとの意見交換を十分に行い、現地での調査実施に当たっての留意点、民間企業のイランに対する進出の意向や可能性等をヒアリングする。また日本の業界団体等を通じ、日本の対イラン進出を検討している関連企業の情報の収集を行い、それを整理する。水資源分野については、近年イラン西部ではあるが事業を行っているため、関係者からの情報収集と整理を行う。

③ 調査目的、工程（調査サイトの確認を含む）、調査手法、資料入手方法（質問票を含む）を含めたインセプションレポート（パワーポイント等発表用の資料を含む）の作成と、JICA関係部に対する説明を行う。

具体的には、以下の項目を現地調査で確認することを念頭に、既存資料のレビュー及び分析（既存資料は、第3 業務実施上の条件 3 参考資料（1）配布資料（2）公開資料を適時参照のこと。なお、ここに記載されているもの以外の資料を分析することも構わない）を実施の上、円滑に調査が可能となるよう、調査計画案をまとめる。なお、調査のまとめ方や報告書の目次案について、プロポーザルにて提案すること。

- 経済状況等の基礎的な情報
- 一般的な自然状況（地形、水理地質、気象水文（気象／降雨観測、水位・流量観測、井戸観測）、自然環境、植生、水源・水質等）、主な水源リストの作成
- 開発計画における上水道分野の位置づけ、開発目標の達成状況、今後の取り組み方針（水需要予測、施設整備方針・計画等を含む）
- 上水道分野の開発に対する予算・補助金政策、関連法規（環境影響評価・土地所有・土地取得・水利権・施工基準・一般的入札制度や単価表、機材の輸出入や利用に関する制度等）
- 中央及び地方レベル（国・州・市等）の上水道事業の行政区分と役割分担及びそれぞれの組織体制、また解決すべき課題やその解決の見通し
- 上水道分野の政策と施策（Water Balance Program を含む）

現在 JICA が入手している要請書案によれば、イランでは「Water Balance Program」と呼ばれる事業が実施されており、無収水削減に取り組んでいると記載されている。本プログラムの位置づけや内容、成果について十分に確認する必要がある。

➤ 上水道分野に係る以下の諸課題

- ・一般的水道事業者の実施体制・経営状況・施設状況、技術レベル（水道料金、料金徴収手段、無収水対策の現状、節水技術、職員の学歴構成など含む）
※ 無収水対策については、無収水率の計測法、水道メーター普及状況、メーター調達事情・精度管理方法、メーター管理方法（所有方法など）、検針方法、料金請求手順、配水管理方法・配管網設計方針（土地の高低差等を考慮した効率的な水圧管理が考慮されているかを含む）、一般的管材や材齢、配管布設工事技術・手順（給水管設置・取付方法を含む）、管網図の整備状況、顧客台帳の整備状況、対策機器の普及状況などの確認を含む。
- ・水道事業運営のノウハウや知見といった技術を全国に普及するための体制や課題。具体的には、もし水道協会のような技術的支援機関が存在すれば、その活動内容（予算・組織形態・人材規模等を含む）などを確認
- ・技術者の養成体制（高等教育・専門教育等の体制）
- ・施工業者の技術レベル（業者の数、登録制度とその階層等）
- ・調査対象都市（テヘラン市、イスファハーン市及びハーンサール市など：上記の通り2都市程度追加の予定）における都市給水の運営・管理体制・状況及び施設概況

- 上水道分野における民間活用状況、外国企業の参入状況、他ドナー機関等の支援状況
- 日本企業の展開可能性がある関連分野
- 過去及び現在実施中のJICA事業のプロジェクト等の現況情報（「テヘラン市上水道システム耐震性強化計画調査」や国別特設「都市域における水不足対策」、関連課題別研修等といった過去の上水道分野の事業については、成果の発現状況や課題について、現地で簡易なレビューを行う）

また、現地調査1に先んじて調査項目を質問票に纏め、JICAイラン事務所を通じて情報収集を行い、事務所を通じて入手した結果を調査項目等に反映させ、インセプションレポートを作成する。

- ④ 調査団の団内打ち合わせ、対処方針会議等に参加し、技術的観点からインプットを行う。

(2) 現地調査1

- ① JICAイラン事務所との打合せを行う。
- ② イラン国政府機関にインセプションレポートを説明し、現地調査を行う。（な

お、JICA 職員が調査の一部に同行することを想定している)

- ③ イランでの上水道分野の情報収集にあたり、先方政府機関からのヒアリング（必要に応じて問題分析のためのワークショップを開催する）や資料収集等を通じて、国内作業 1③に記載した項目及びプロポーザルにて提案された項目に関する情報の収集、整理及び分析を行う。
- ④ イランにおける過去の JICA プロジェクトのレビュー（過去の事業から教訓や示唆などを抽出する）
- ⑤ イランの水道行政や主要都市（主に調査対象サイト）の上水道事業にかかる情報を、業務指示書配布資料として JICA より配布する「上水道案件 セクター／水道事業体 基本情報チェックシート」のフォームを用いて取りまとめる。
- ⑥ 調査期間中においては、JICA 地球環境部、中東・欧洲部及びイラン事務所関係者らに調査経過を定期的に報告する（TV 会議の活用等）。
- ⑦ イスファハーン州ハーンサール市の給水事業については、先行して研修等の技術支援を実施している中東協力センターより、新たな水源を開発した上の給水計画が進行中との情報がある。従って今後、仮に JICA が同市を支援することになれば、同計画の進捗が大きく影響することから、コンサルタントは現地の現状・課題等を確認する。

（3）国内作業 2

- ① 現地調査1における収集資料の整理・分析、収集資料のリスト作成、調査結果の取りまとめを行う。
- ② 現地調査1からの帰国後3週間以内を目途に、現地調査1結果報告書(案)（和文）と発表用の資料（パワーポイント等を用いた要約）を作成し、現地調査1の帰国報告会、国内打合せに出席し、調査結果を報告する。
- ③ 現地調査1で収集した情報とJICAとの協議を基にイランにおける上水道分野の問題分析を行い、支援策リストを作成する。そのうち、優先プロジェクト案の基本枠組み案（PDMの骨子案等）を作成する。なお、民間企業との連携の可能性を探るためJICAはイラン国関係者の招聘を行うことを検討中であり、招聘プログラム案の作成も行う。
- ④ 現地調査2では、これまで確認しきれていない事項についても補足調査を行うため、コンサルタントは現地調査2の対処方針案を作成する。
- ⑤ 現地調査1の結果及び国内での分析結果を踏まえて、本調査のドラフトファイナルレポート（和文、英文）を作成する。なお、発表用の資料（パワーポイント等を用いた要約）についても作成する。
- ⑥ 調査結果取り纏めにあたって不足が判明した情報の一覧を取りまとめ、現地調査

2に先んじて、メール等を用いて情報収集を開始する。

(4) 現地調査 2

- ① 現地調査 1 の結果を取りまとめたドラフトファイナルレポートに基づいて、先方政府に今後の協力の方向性案を説明する。(なお、JICA 職員が調査の一部に同行することを想定している)
- ② 現地調査 1 及びその後の国内分析を踏まえて不足が明らかになった情報について、更なる収集・整理を行う。

(5) 国内作業 3

- ① 調査結果を JICA 関係部に説明する。
- ② 調査結果をファイナルレポートに取りまとめ、報告書の製本を行い、業務完了報告書を提出する。

8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、JICA 地球環境部及びイラン事務所へ提出すること。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

(1) 報告書

- ① インセプションレポート (IC/R) 提出時期：2016 年 1 月中旬を予定。部数：英文 20 部
- ② 現地調査 1 結果報告 提出時期：2016 年 3 月上旬を予定 部数：和文 10 部
- ③ ドラフトファイナルレポート(DF/R) 提出時期:2016 年 5 月中旬を予定 部数：英文 10 部、和文 10 部
- ④ 現地調査 2 結果報告 提出時期：2016 年 6 月上旬を予定 部数：和文 10 部
- ⑤ ファイナルレポート (F/R) 提出時期：2016 年 6 月下旬を予定。部数：英文 10 部、和文 10 部、CD-R 5 枚

※なお、各報告書とともに、プレゼンテーション用の資料（パワーポイント等）を含むものとする。

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(4) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のためにイラン政府と協議を行う場合には、イラン側との間で認識の不一致が生じないよう記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICAに対しても速やかに提出する。JICAが別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（発注者が指定する様式によりA4版4~5枚以内）にとりまとめ、会議開催後3日以内にJICAに提出する。上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

(5) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照のこと。また上記成果品は簡易製本とする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は2015年12月上旬より開始し、2016年7月下旬の終了を目指とする。プロポーザルには具体的な業務工程も提案すること。なおスケジュール作成の際は、現地の祝日や宗教行事に留意すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

全体約7.16M/M（国内・現地含む）

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／上水道計画2号
- ② 無収水対策4号
- ③ 組織制度／問題分析3号

(3) 通訳

本業務には通訳（ペルシア語）を参加させることが出来る。但し団員とせず、現地傭人で対応すること。

(4) 現地傭人

現地では、調査補助員の傭上を認める。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ① 『イラン向け無収水低減パイロットプロジェクトのための基礎調査報告書』
(中東協力センター作成)
- ② イスファハーン州ハーンサール市給水計画関連資料

- ③ 上水道案件 セクター／水道事業体 基本情報チェックシート（テヘラン、イスファハーン、ハーンサール、ブシェール、マシュハドの一部データを含む）
- ④ Studies of National Water Comprehensive Plan at Aras, Urmia, Talesh-Anzali wetlands, Sefidrud, Sefidrud-Haraz, Haraz- Gharasu, Gorganroud and Atrek River (Volume VII) Reporting the uses and needs of Urban and Rural drinking water and wastewater produced in the base year (2007) at Urmia Catchment

- ⑤ 調査スケジュール案

(2) 公開資料

- ① 『イランイスラム共和国セフィードルード川流域総合水資源管理調査ファイルレポート』

*JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/search/switch.do>) よりダウンロード可能。

- ② Food and Agricultural Organization of the United Nations (FAO) 統計資料
http://www.fao.org/nr/water/aquastat/countries_regions/IRN/index.stm

- ③ 『イラン都市域における水不足対策（国別特設：特別案件等調査団報告書2002）』

<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=000158235>

- ④ 『イラン国テヘラン市上水道システム耐震性強化計画調査（2006）』
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=000170529>

- ⑤ 『テヘラン西部首都圏水資源開発・管理計画調査（2001）』
<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=000004084>

- ⑥ 『途上国の都市水道セクターおよび水道事業体に対するキャパシティ・アセスメントのためのハンドブック』
[http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/149d75052d1dfdf14925776d0039cda1/\\$FILE/1_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF%28%E6%9C%AC%E7%B7%A8%29.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0301.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/149d75052d1dfdf14925776d0039cda1/$FILE/1_%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF%28%E6%9C%AC%E7%B7%A8%29.pdf)

(3) 参考資料

以下資料については、JICA 図書館もしくはその他機関でご確認ください。

イラン・イスラム共和国 イスファハーン圏水資源開発・管理計画報告書
国土交通省：国際建設技術協会，2002

4. 業務用資機材の輸出管理

本業務の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

5. その他

(1) 安全管理

コンサルタントは現地調査期間中の安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については JICA イラン事務所、在テヘラン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地調査における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。但し、業務完了時には、JICA の定めるガイドラインに基づく精算を行うこと。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 先方関係機関への英文 CV 及び公用旅券番号の通知

イランでは公的機関と現地で面談する際、先方政府に対して入国の 1 か月以上前に英文 CV および簡易スケジュール（面談先含む）を、また入国の 2 週間前までに公用旅券番号をそれぞれ提出する必要がある。CV のフォーマットは別途 JICA から指示するが、上記を考慮して調査日程を組むこと。なお公用旅券の取得については下記の URL を参照のこと。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_official_passport.pdf

(5) イラン新年前後における先方実施機関の体制

イランは春分の日（3月 20 日前後）が新年の休みである。そのためその前後 2 週

間程度(2016年3月上旬～2016年4月上旬)は、先方実施機関の職員に休暇が多く、面談の設定が難しくなる他、(4)の英文CVチェックプロセスが停止される可能性が極めて高い。現地調査日程の作成時には右に十分留意すること。

以 上

